入 札 公 告

下記県有地を一般競争入札により貸付けするので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月２６日

宮城県公営企業管理者　千　葉　衛

記

１　入札に付する貸付物件等

（１）所在地　仙台市宮城野区仙台港北二丁目 10 番３

（２）面積　　9,198.76 ㎡

（３）地目　　宅地

（４）予定価格（最低貸付年額）　36,018,000 円

（５）貸付方法

ア　建物を建設する場合

事業用定期借地権（借地借家法（平成３年法律第 90 号）第 23 条第２項）設定契約による貸付け。

イ　建物を建設しない場合

賃貸借契約（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 601 条）による貸付け。

（６）貸付期間

ア　建物を建設する場合

10 年以上 30 年未満とする。

イ　建物を建設しない場合

５年以上 10 年以下とする。

ウ　ア、イともに契約の更新はできない。なお、同一の土地を継続して使用することを希望する場合は、新たに契約を締結することになる。

（７）特記事項　入札物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地「沼向遺跡」に該当しており、建物を建築する場合等には、事前に仙台市教育委員会との協議や届出が必要となる。

２　入札に参加する者に必要な資格

次の（１）から（６）のいずれにも該当しない法人又は個人とする。

（１）一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。

（２）県との契約において、下記のいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者。

ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

キ　アからカまでのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

（３）次のいずれかに該当する者（法人にあっては、役員又は従業員が次のいずれかに該当している者。）。

ア　暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員等に該当する者又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者。

イ　自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等の不適当な行為をする者。

（４）本県から競争入札参加資格を停止されている者。

（５）県税を完納していない者。

（６）消費税及び地方消費税を完納していない者。

３　入札の申込み及び入札物件に係る資料等

入札参加を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ入札申込書等を提出すること。

（１）入札手続き

ア　入札申込期間

令和８年 11 月 26 日㈬から令和８年 12 月 24 日㈬までの午前９時から午後５時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

イ　提出書類

３の（３）に掲載する様式による。

ウ　申込方法

書面は、持参又は郵送により提出すること。

エ　提出場所

〒980－8570　仙台市青葉区本町三丁目８番１号　宮城県庁行政庁舎 15 階

宮城県企業局公営事業課企画調整班

（２）入札物件に係る資料の閲覧期間

令和８年 11 月 26 日㈬から令和８年 12 月 24 日㈬まで

（３）入札説明書及び入札申込書等の掲載場所並びに契約条項を示す場所

以下の企業局ホームページからダウンロード及び閲覧できる。

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kigyo/kashitsuke_nyusatsu.html

４　入札金額

入札書に記載する金額は、入札物件の１年当たり（年額）の貸付料を記載すること。

５　入札執行場所及び日時等

（１）入札執行場所

仙台市青葉区本町三丁目８番１号　宮城県庁行政庁舎 15 階　企業局会議室

（２）日時

令和９年１月 15 日㈮　午前 10 時 30 分

（３）開札

入札後、直ちに開札する。

６　入札の無効

２に示した入札に参加できない者のした入札及び入札説明書に示した入札の無効となる場合に該当する入札は、無効とする。

７　入札保証金

入札に参加する者は、各自が見積もった入札金額（年額）の 100 分の５以上を入札説明書に記載のとおり振り込むこと。

８　落札者の決定方法

（１）本公告に記載した入札物件に対し、予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、それ以外の者を落札者とすることはない。

（２）同価格の入札により、落札者となるべき者が２人以上となった場合は、直ちにくじにより落札者を決定する。

９　契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

10　契約保証金

契約の相手方となった者は、契約金額（年額）の100分の10以上の契約保証金を、入札説明書に記載のとおり振り込むこと。

11　その他

入札物件その他入札等に関する事項についての問い合わせ先

〒980－8570　仙台市青葉区本町三丁目８番１号　宮城県庁行政庁舎15階

宮城県企業局公営事業課企画調整班　担当　峯岸　電話　022－211－3414